

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

## 答 申 書

令和4年1月27日

吾妻広域町村圏振興整備組合行政不服審査会

### 第1 審査会の結論

審査請求人（〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）が令和3年5月28日（〇〇〇〇〇）、並びに令和3年6月30日（〇〇〇〇〇）に提起した処分庁中之条町による太陽光発電設備を新たに設置する先端設備等導入計画の認定申請に関する不認定処分（以下「本件処分」という。）は適当であることから、審査請求を棄却とする。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁は、当該先端設備等導入計画について、「当町の商工振興事業では、地域の賑わい及び雇用を創出する取組を重点支援対象としていることから、町内に所在する事業所、店舗に設置する設備に限定しているため」を不認定の理由としている。
- (2) 生産性向上特別措置法第40条第4項では、先端設備等導入計画の認定申請があった場合において、次のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとされている。
  - 一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。
  - 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- (3) 先端設備等導入計画制度では、申請者である納税者の予見可能性を確保する観点も考慮されることから、本件計画を不認定処分とする場合には、必ずその根拠となる文言や文章が、法令及び国の中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（以下「導入促進指針」という。）や当該市町村の同意導入促進基本計画等に存在しなければならない。
- (4) 中之条町の同意導入促進基本計画からは、中之条町が不認定処分として挙げた根拠となる文章が見当たらない。中之条町の同意導入促進基本計画に記載の無い不認定処分理由で不認定とすることは、導入促進指針に反する。
- (5) 個人、法人を問わず、人員が常駐する事業所が中之条町内に無くとも、中之条町で事業を行うのであれば、それは中之条町の町内に所在する事業所であり、申請者は、太陽光発電所という事業場を有しているので中之条町の事業者である。
- (6) 審査請求人の先端設備等導入計画は、国の導入促進指針に適合し、先端設備導入が円滑かつ確実に実施される見込みであった。

(7) 以上の点から、本件処分を取り消し、不認定処分がなされた先端設備等導入計画の認定を求めるため、審査請求を提起した。

## 2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、導入促進指針の第二に定める先端設備等の種類の限定又は地域、業種、事業等を限定した重点的に支援する分野を想定していない。太陽光発電設備を対象から除外しているわけではないため、同意導入促進基本計画に理由を記載する必要はない。
- (2) 同意導入促進基本計画を補完し、また中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等として、ホームページ上に「導入促進基本計画の同意を受けた町内に所在している中小企業者・小規模事業者が対象となります。」と認定条件を記載し、公表している。
- (3) 審査請求人からの認定条件に係る問い合わせに対しても2回にわたり説明を行っており、認定条件等について審査請求人は確認する機会は十分あり、処分庁は審査請求人に対し、確実に税制優遇を受けられるための予見を奪う行為はなく、投資するかどうかの判断に足る説明は行っており、それを承知したうえで審査請求人は申請に至ったものである。
- (4) 生産性向上特別措置法第37条第1項では、市町村は、導入促進指針に基づき導入促進基本計画を作成し、経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができるとし、同条第2項では、導入促進基本計画に定める事項について第1号から第5号で明確に列記している。導入促進基本計画作成にあたり、法や導入促進指針を遵守し、法で定めるべき事項を適切に導入促進基本計画に定めたもので、同条第3項の規定により経済産業大臣の同意を得ており、適性を欠くべきものはない。
- (5) 不認定処分の理由である「町内に所在する事業所、店舗」は、「町内に所在している中小企業者・小規模事業者」であることは明白であり、処分は適切になされたものである。
- (6) 「中之条町に太陽光発電所という事業場を有し、太陽光発電事業を行う中之条町の事業者である。」との主張は、処分庁の「町内に所在している中小企業者・小規模事業者が対象」に限定する事実について審査請求人自ら認めたもので、それを認めつつ設備の設置をもって事業者該当としたもので、審査請求人の主張には一貫性がない。また単に設備の設置のみをもって事業所ということは、町内に所在している中小企業者・小規模事業者の定義をなしておらず不認定処分を不服とする理由にはならない。
- (7) 処分庁の不認定処分は、法や導入促進指針及び当該市町村の同意導入促進基本計画等に存在する根拠に基づきなされたもので適切である。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

処分庁の不認定理由は、法令、導入促進指針及び導入促進基本計画において、適法かつ適切であると認められ、また導入促進指針の「国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能

性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。」という点でも、中小企業者との齟齬が生じないように導入促進基本計画を補完する事項を定め、公表し、審査請求人に対して説明も行っているため、法令、導入促進指針に反する重大な瑕疵があった事実は認められない。他方で、審査請求人の先端設備等導入計画は、処分庁が公表している認定判断に当たっての客観的な基準など生産性向上特別措置法第40条第4項に適合しないため不当である。

#### 第4 審査庁の意見

原処分（太陽光発電設備を新たに設置する先端設備等導入計画の認定申請に関する不認定処分）は維持が適当であると考える。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和3年10月18日 諮問書受理

令和3年12月27日 調査審議

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 審理手続について

本件審査請求について、審理員は適正な審理手続を行ったものと認められる。

##### 2 審査会の判断について

- (1) 審査請求人は、処分庁が本件処分の「当町の商工振興事業では、地域の賑わい及び雇用を創出する取組を重点支援対象としていることから、町内に所在する事業所、店舗に設置する設備に限定しているため」とする理由の根拠が中之条町の同意導入促進計画には規定されていない。したがって、本件先端設備等導入計画を本件処分とする場合は、必ずその根拠となる文言や文章が、法令及び導入促進指針や当該市町村の同意導入促進基本計画等に存在しなければならぬと主張している。
- (2) それに対し処分庁は導入促進指針の「第三 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項、1 地域の特性の活用」において「市町村は、自らの地域の状況、特色等を踏まえ、独自に配慮すべき事項を記載できるものとする」とあり、地域の特性の活用については努力義務であり、必須ではないことから処分庁は、導入促進指針の「第三 3 認定等に対する配慮」で、「国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する」ために同意導入促進基本計画を補完し、また中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等として、ホームページ上に「導入促進基本計画の同意を受けた町内に所在している中小企業者・小規模事業者が対象となります。」と認定条件を記載し、公表している。また、審査請求人は2度にわたり処分庁に確認を行っており、認定条件については申請者に対して予見可能性を奪うものではないと主張している。

(3) では、審査請求人の先端設備等導入計画が処分庁の同意導入促進基本計画に規定する認定基準に適合しているかどうか検証を行う。

中之条町の同意導入促進基本計画は、法令及び国の導入促進指針を遵守し、経済産業大臣の同意を得た計画であり、適切に同意導入促進基本計画を策定しており適正を欠くものではなく、先端設備等導入計画の認定基準として機能するものである。

当該同意導入促進基本計画は、導入促進基本計画の「1 先端設備等の導入の推進の目標(2) 目標」において「町の経済基盤であり、地域の雇用確保のため中小企業の生産性向上を図る必要がある。商工会等関係機関と連携し、中小企業における先端設備等の導入を促進して行きたいと考え、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に10件程度の先端設備等計画に認定を目標とする。」としており、特に当該計画は生産性向上特別措置法第37条第3項第3号の「当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の労働生産性の向上に資するものであること。」を重視した計画と推知される。

導入促進指針では同意導入促進基本計画に、その他先端設備等の促進に際し配慮すべき事項として、市町村は自らの地域の状況、特色等を踏まえ、独自に配慮すべき事項を記載できるものとしており、処分庁に一定の裁量を認めているものと解されることから、当該導入促進基本計画には規定を行わず、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等についてホームページ上で広く公表を行い、問い合わせにはこの旨を周知している。以上から処分庁の本件処分に違法性があるとは言えない。

(4) 次に審査請求人は、「個人、法人を問わず、人員が常駐する事業所が中之条町内に無くとも、中之条町で事業を行うのであれば、それは中之条町の町内に所在する事業所であり、申請者は、太陽光発電所という事業場を有しているので中之条町の事業者である」と中之条町に所在する事業者であると主張している。しかし、中之条町では地域の賑わい及び雇用を創出する取組を重点支援対象としていることから、単に施設の設置のみをもって、中之条町に所在する中小企業者・小規模事業者ということは容認できず、雇用を創出する取組を伴わない点からも対象とならない。

したがって、「本件申請は、不認定とする」処分庁の処分自体には、不合理な点はないものと判断した。

(5) 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

吾妻広域町村圏振興整備組合行政不服審査会

委員 小林 寛

委員 干川 博志

委員 武藤 賢一